

富加町前払金取扱要綱

平成3年10月1日

要綱第3号

(目的)

第1条 富加町契約規則(昭和39年富加町規則第33号)第42条の規定による前払金の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(前払金の支払基準等)

第2条 前金払は、公共工事の適正な施工に寄与するとともに事業を円滑に促進させるためのものであって、真に必要なもののみを選ぶものとする。

第3条 前金払は、歳計現金の許す範囲内において一般支払その他の状況を参酌して行うものであるから、工事施工伺により入札前に前払金の有無を会計管理者と合議するものとする。

第4条 前金払をなす工事については、入札の公示又は通知の際にこれを表示する。ただし、随意契約にあっては契約の際これをなすものとする。

第5条 前金払ができる経費の範囲及び前払金の割合は、別表に定めるとおりとする。ただし、歳計現金その他の状況によっては、その割合を変更することができる。

2 前払金の支払額は、別表に定める経費の区分に応じ、当該経費に係る請負金額に同表に定める割合を乗じて得た額以内とする。

第6条 次の各号に掲げる要件を全て満たす工事については、前条により支払った前払金に追加して中間前金払ができる。ただし、その額は、当該工事等の請負金額に対して10分の2以内とし、前

払金との合計額が請負金額の10分の6以内とする。

- (1) 工事等の履行期間の2分の1を経過していること。
- (2) 工事等の履行期間の2分の1を経過するまでに実施するべきものとされている当該工事等に係る作業が行われていること。
- (3) 既に支払われた当該工事等に係る作業に要する経費が請負代金の2分の1以上の額に相当するものであること。

第7条 前払金の額又は中間前払金の額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた後の額を支払額とする。

(前金払の請求書等)

第8条 前払金を受けようとする請負者は、前払金請求書（別記第1号様式）又は中間前払金請求書（別記第2号様式）に公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社が発行する保証証書を添付し、町長に提出するものとする。

2 中間前払金を受けようとする者は、請求に先立ち中間前払金認定請求書（別記第3号様式）により、第6条各号に掲げる要件を全て満たしていることの認定を請求するものとする。

3 前項の請求があったときは、直ちに調査を行い、要件を満たしていると判断した場合は、その結果を中間前払金認定調書（別記第4号様式）により当該認定を請求した者に通知するものとする。

(工事内容の変更等)

第9条 町長は、設計変更その他の事情により請負金が増減する場合は、その割合により前払金を追払または返還させることができる。

- 2 前項に規定する前払金の追払または返還の時期は、請負金額を追加又は減額した日から 20 日以内とする。
- 3 前金払が行われた工事について出来高払をするときは、出来高払として認められた額と請負金額の割合を前金払に乗じて得た額を、出来高払として認められた額より控除するものとする。
- 4 請負契約が解除された場合(天災その他請負者の責に帰することのできない不可抗力により請負契約が解除された場合を含む。)は、支払額と前払金とを差引清算するものとし、前払金に残額があるときは、請負者はその残額を直ちに返還するものとする。

(契約書への記載)

第 10 条 前金払をする場合の請負契約書には、この要綱により取り扱う旨を記載するものとする。

附 則

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(別 表)

| 経費の範囲 | 前払金の割合 |
|--|------------|
| <p>(工事)</p> <p>1件の請負金額が500万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する以内。工事に用いられることを目的とする機械類の製造を除く。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費</p> | 請負金額の10分の4 |
| <p>(設計又は調査費)</p> <p>1件の請負金額が500万円以上の土木建築に関する工事の設計又は調査において、当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費</p> | 同 上 |
| <p>(測量)</p> <p>1件の請負金額が500万円以上の測量において、当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該測量において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費</p> | 同 上 |
| <p>(機械類の製造)</p> | |

| | |
|--|------------|
| <p>請負金額が3000万円以上で納入までに3箇月以上の期間を要する土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類（本項中「工事用機械類」という。）の製造に必要な経費（請負金額が3000万円未満であっても、当該契約中に単価1000万円以上で、納入までに3箇月以上の期間を要する工事用機械類の製造を含む場合は、当該工事用機械類の製造に必要な経費を含む。）</p> | <p>同 上</p> |
|--|------------|

別記第1号様式(第7条関係)

年 月 日

富加町長 様

請 負 人

住 所

氏 名

印

前 払 金 請 求 書

金 _____ 円也

工事番号 第 号

工 事 名

工事場所 加茂郡富加町 地内

| | |
|-----------------------|---|
| 請 負 金 額 | 円 |
| 上 記 請 負 金 額 の 4 割 の 額 | 円 |

上記のとおり請負金額の前払をされるよう保証証書を添えて請求します。

なお、前払金は下記の預金口座に振替えられるようお願いいたします。

| 指定振込金融機関 | 預 金 種 別 | 口 座 番 号 | 口 座 名 義 人 |
|----------|------------|---------|-----------|
| | 普 通 当 座 | | |

別記第2号様式(第7条関係)

年 月 日

富加町長 様

請 負 人

住 所

氏 名

印

中 間 前 払 金 請 求 書

金 _____ 円也

工事番号 第 号

工 事 名

工事場所 加茂郡富加町 地内

| | |
|-----------------------|---|
| 請 負 金 額 | 円 |
| 受 領 済 前 払 金 額 | 円 |
| 上 記 請 負 金 額 の 2 割 の 額 | 円 |
| 上 記 請 負 金 額 の 6 割 の 額 | 円 |

上記のとおり請負金額の中間前払をされるよう保証証書を添えて請求します。

なお、前払金は下記の預金口座に振替えられるようお願いいたします。

| 指定振込金融機関 | 預 金 種 別 | 口 座 番 号 | 口 座 名 義 人 |
|----------|------------|---------|-----------|
| | 普 通 当 座 | | |

別記第3号様式(第7条関係)

年 月 日

富加町長 様

請 負 人

住 所

氏 名

印

中 間 前 払 金 認 定 請 求 書

年 月 日付けで契約締結した下記の工事について、中間前払金を請求したいので、要件を具備していることを認定されるよう請求します。

記

| | |
|---------|--------------------|
| 工 事 番 号 | 第 号 |
| 工 事 名 | |
| 工 事 場 所 | 加茂郡富加町 地内 |
| 工 期 | 自 年 月 日 至 年 月 日 |
| 請 負 代 金 | 円 |
| 摘 要 | |

別記第4号様式(第7条関係)

中間前払金認定調書

| | | |
|---|----|-------|
| 契約の相手方 | 住所 | |
| | 氏名 | |
| 工事番号 | | |
| 工事名 | | |
| 工事場所 | | |
| 工期 | 自 | 年 月 日 |
| | 至 | 年 月 日 |
| 請負代金 | | 円 |
| 摘要 | | |
| <p>上記の工事について、その進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定する（認定しない）。</p> <p>年 月 日</p> <p>富加町長 印</p> | | |